

写

令和7年8月28日

石川労働局長

八木 健一 殿

石川地方最低賃金審議会

会長 木村 弘

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和7年8月28日貴職から、令和7年8月27日付け石川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する石川県労働組合総連合からの異議申出に関し意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和7年8月12日付け「石川県最低賃金の改正決定について（答申）」のとおりに決定することが適当である。